

仕様書

1 業務名

水道施設自家用電気工作物保安管理業務（北部事務所管内）

2 実施場所

- (1) 下関市豊北町大字栗野字丸山2312番地1 市の瀬水源地
- (2) 下関市豊北町大字栗野字懸口2515番地1 小河内水源地
- (3) 下関市豊浦町大字川棚字定力4149番地1 川棚浄水場
- (4) 下関市豊田町大字檜原7番地 檜原浄水場
- (5) 下関市菊川町大字田部字下宵651番地 菊川浄水場
- (6) 下関市豊田町大字矢田字堤ヶ浴86番地
庭田第一中継ポンプ場
- (7) 下関市豊田町大字庭田字原田354番地
庭田第二中継ポンプ場
- (8) 下関市大字吉見上725
吉見ポンプ場（令和8年11月1日から）

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施内容

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条、同施行規則第52条の2、その他関係法令等を遵守し、対象事業場における自家用電気工作物の維持管理及び運用に関する業務を実施するものとする。
- (2) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事（以下「工事」という。）が発生したときは、当該工事に関する業務も実施するものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては別紙2「特記仕様書」に基づき、点検、測定及び試験を実施するものとする。

5 施設の概要

別紙3「施設概要」のとおりとする。

6 点検の種類、実施回数等

点検の種類、実施回数等は別紙2「特記仕様書」のとおりとする。

7 提出書類

本契約において提出する書類は、書面又は電子データにより1部提出すること。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

業務計画書（業務概要、電気主任技術者の資格が確認できる免状の写し及び雇用関係が確認できるものの写し、業務実施工程表、緊急連絡体制）

(2) 毎月の業務完了時に提出する書類

点検結果成果報告書

8 実施に当たっての注意事項

(1) 受託者は、契約締結後、外部委託承認申請に必要な手続き書類を作成し、速やかに監督省庁へ提出することとし、当該申請及び届出に係る費用は、契約金額に含むものとする。ただし、受託者が前年度に引続き同一のものである場合は、この申請及び届出を省略できるものとする。

(2) 別紙3「施設概要」のうち高圧受電施設には、絶縁監視装置の設置を行い、24時間の監視体制及び緊急保守体制を確保すること。

(3) 絶縁監視装置の設置、維持管理及び撤去は受注者において実施し、これらにかかる諸費用一切は受注者の負担とする。

(4) 受託者は、業務の履行前に委託者と協議することとし、協議の結果において委託者が詳細な説明を求めた場合、受託者は、速やかに細目書その他必要な書類を作成し、提出するものとする。

(5) 安全管理を徹底すること。

(6) 委託者と事前に十分な打ち合わせを行うこと。

(7) 業務に必要な仮設器材及び停電時に使用する発電機は、受託者の負担とする。

(8) 監視制御設備用として、川棚浄水場に2台、檜原浄水場及び菊川浄水場に各1台発電機（1.6kW）を配置すること。

(9) 業務の実施に伴う処理又は点検の結果等は、委託者に報告するこ

と。

- (10) 前号の点検において、電気事業法で定める技術基準に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、ただちに委託者に報告するものとし、双方協議の上、その処置を決定するものとする。
- (11) 点検等で発見された不具合等の処置について、軽微なもの及び即日復旧可能な整備、調整については、受託者が行うものとする。
- (12) 鍵の受け渡し方法及び返却方法については、委託者と協議し決定する。
- (13) 受託者の責により、委託者に損害を与えた場合は、当該損害を全額負担の上、これを補償しなければならない。

10 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上